

滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立美術館条例（昭和 59 年滋賀県条例第 20 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、博物館法の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整備を行うこととします。

ア 滋賀県立美術館条例

イ 滋賀県旅館業法施行条例（平成16年滋賀県条例第 3 号）

ウ 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例（平成 8 年滋賀県条例第26号）

エ 滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）

オ 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年滋賀県条例第52号）

(2) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。

## 議第96号

## 滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年7月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県立美術館条例等の一部を改正する条例

(滋賀県立美術館条例の一部改正)

第1条 滋賀県立美術館条例(昭和59年滋賀県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を「県民の文化の発展および美術の振興を図るため」に改める。

第10条中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。

(滋賀県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 滋賀県旅館業法施行条例(平成16年滋賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号および別表第2第5項第1号キ中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

(滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき」を削る。

第6条中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。

(滋賀県暴力団排除条例の一部改正)

第4条 滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第31条第2項に規定する指定施設」に改める。

(滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年滋賀県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号および別表第1中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

滋賀県立美術館条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき</u>、滋賀県立美術館（以下「美術館」という。）を大津市瀬田南大萱町に設置する。</p> <p>第2条～第9条 省略</p> <p>（滋賀県立美術館協議会）</p> <p>第10条 <u>博物館法第20条第1項の規定に基づき</u>、美術館に滋賀県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>県民の文化の発展および美術の振興を図るため</u>、滋賀県立美術館（以下「美術館」という。）を大津市瀬田南大萱町に設置する。</p> <p>第2条～第9条 省略</p> <p>（滋賀県立美術館協議会）</p> <p>第10条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき</u>、美術館に滋賀県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県旅館業法施行条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （施設の指定等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項および第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館および同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域</p>	<p>第1条 省略 （施設の指定等）</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項および第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館および同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1 省略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 次に掲げる区域または地域においては、外壁、屋根、広告物その他の外観は、周囲の善良な風俗を害することのないよう、意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和するものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域</p>

ア～カ 省略	ア～カ 省略
キ 博物館法第2条第1項に規定する博物館および同法 <u>第29条</u> に規定する <u>博物館に相当する施設</u>	キ 博物館法第2条第1項に規定する博物館および同法 <u>第31条第2項</u> に規定する <u>指定施設</u>
ク～サ 省略	ク～サ 省略
(2) 省略	(2) 省略
6 省略	6 省略
別表第3 省略	別表第3 省略

滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 琵琶湖に対する総合的な理解を深めることにより、湖と人間のよりよい共存関係を築いていくため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき</u>、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）を草津市下物町に設置する。</p> <p>第2条～第5条 省略</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第6条 <u>博物館法第20条第1項の規定に基づき</u>、博物館に滋賀県立琵琶湖博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 琵琶湖に対する総合的な理解を深めることにより、湖と人間のよりよい共存関係を築いていくため、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「博物館」という。）を草津市下物町に設置する。</p> <p>第2条～第5条 省略</p> <p>（博物館協議会）</p> <p>第6条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき</u>、博物館に滋賀県立琵琶湖博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県暴力団排除条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第11条 省略 （暴力団事務所の開設および運営の禁止）</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、または運営してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略 （暴力団事務所の開設および運営の禁止）</p> <p>第12条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、または運営してはならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法第31条第2項に規定する指定施設</p> <p>(6)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例新旧対照表（第5条関係）

旧			新		
第1条から第8条まで 省略 （店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設）			第1条から第8条まで 省略 （店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設）		
第9条 法第28条第1項（法第31条の3第2項の規定により適用される場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)および(2) 省略 (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法第29条に規定する博物館に相当する施設 (4)および(5) 省略			第9条 法第28条第1項（法第31条の3第2項の規定により適用される場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1)および(2) 省略 (3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館および同法第31条第2項に規定する指定施設 (4)および(5) 省略		
第10条から第20条まで 省略 付則 省略 別表第1（第3条関係）			第10条から第20条まで 省略 付則 省略 別表第1（第3条関係）		
1 省略	省略	省略	1 省略	省略	省略
2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第29条に規定する博物館	50メートル	70メートル	2 医療法第1条の5第1項に規定する病院または同条第2項に規定する患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法第2条第1項に規定する博物館または同法第31条第2	50メートル	70メートル



定する <u>博物館に相当する施設</u> その他 公安委員会規則で定める施設		項に規定する <u>指定施設</u> その他公安委 員会規則で定める施設	
別表第2以下 省略		別表第2以下 省略	